佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第八号

佐賀県職員 の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和四十四年佐賀県人事委員会規則第六号)

の 一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「正規提示」を「提示」に改め、 同条第一項ただし書 を

削り、 同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 人事委員会は、 前項の規定による提示すべき者の数が正規の提示数に満た

ない場合にあつては正規の提示数に満たない数を提示し、 同じ得点の者が二

人以上あるため正規の提示数の最後の順位に入るべき者が決めがたい場合に

1

あつては正規の提示数を超えてこれらの者を全て提示することができる。

3 人事委員会は、 任用候補者として提示された者がその任用を辞退した場合

にお 61 て 任命権者からその者に代わる任用候補者の提示の請求があつた場

合は、 名簿中前二項の規定により提示された者の次位以下の得点者で当該職

任用候補者を高点順に追加し

て提示

することができる。

を志望すると認められる者のうちから、

第十八条及び第十九条を次のように改める。

第十八条及び第十九条 削除

第二十一条を次 のように改める。

第二十一条 削除

第二十二条ただし書を次のように改める。

ただし、 第十七条第二項又は第三項の規定による提示がなされた場合は、

当該提示に係る者のうちから選択を行うものとする。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十四条中「前二条」を「第二十二条」 に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正)

2 佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則(昭和四十八年

佐賀県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「から第十九条まで及び第二十一条」を「及び第二十条」

に、「任用候補者の提示の延期」を「任用の辞退の届の収受」 に改める。